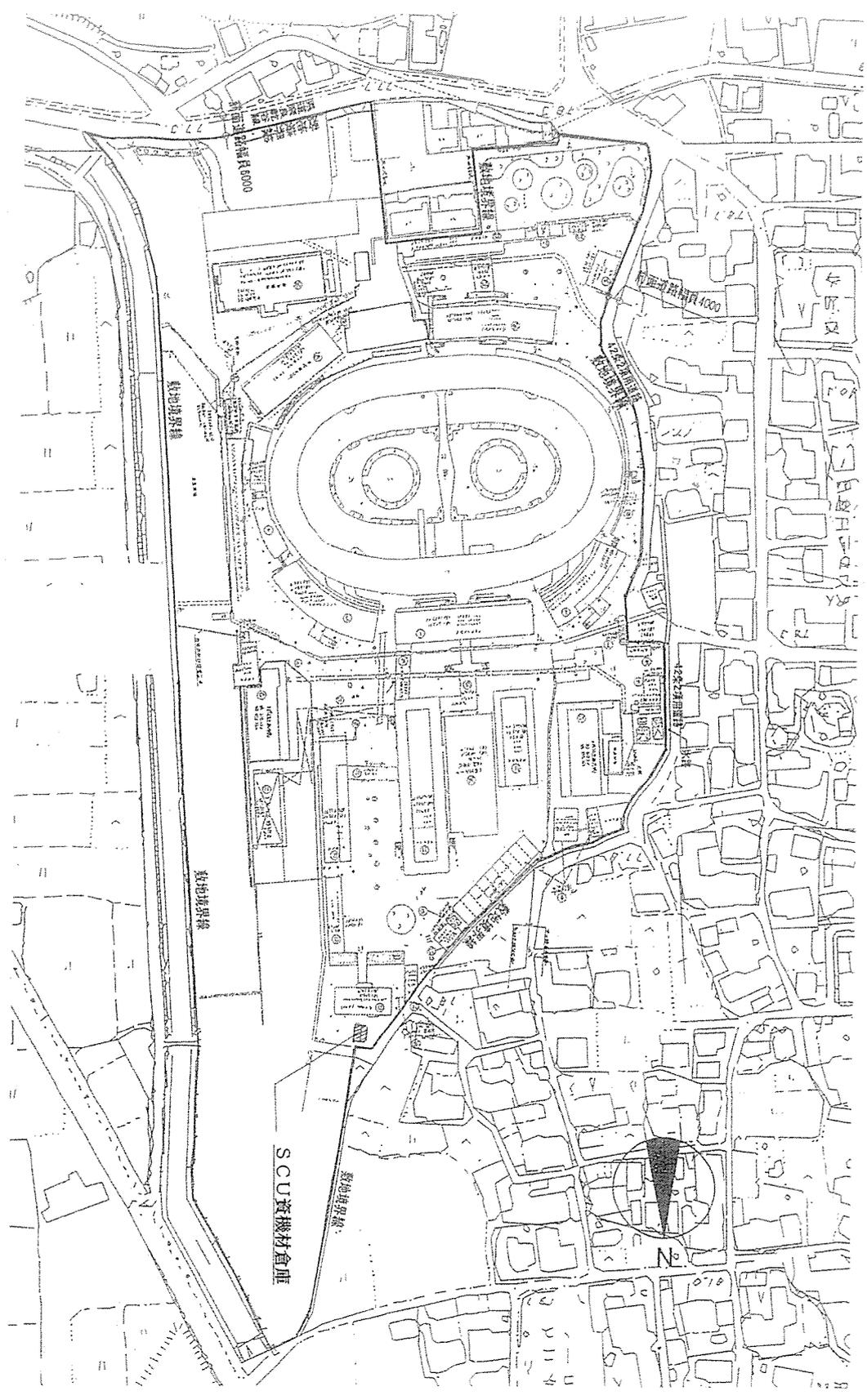
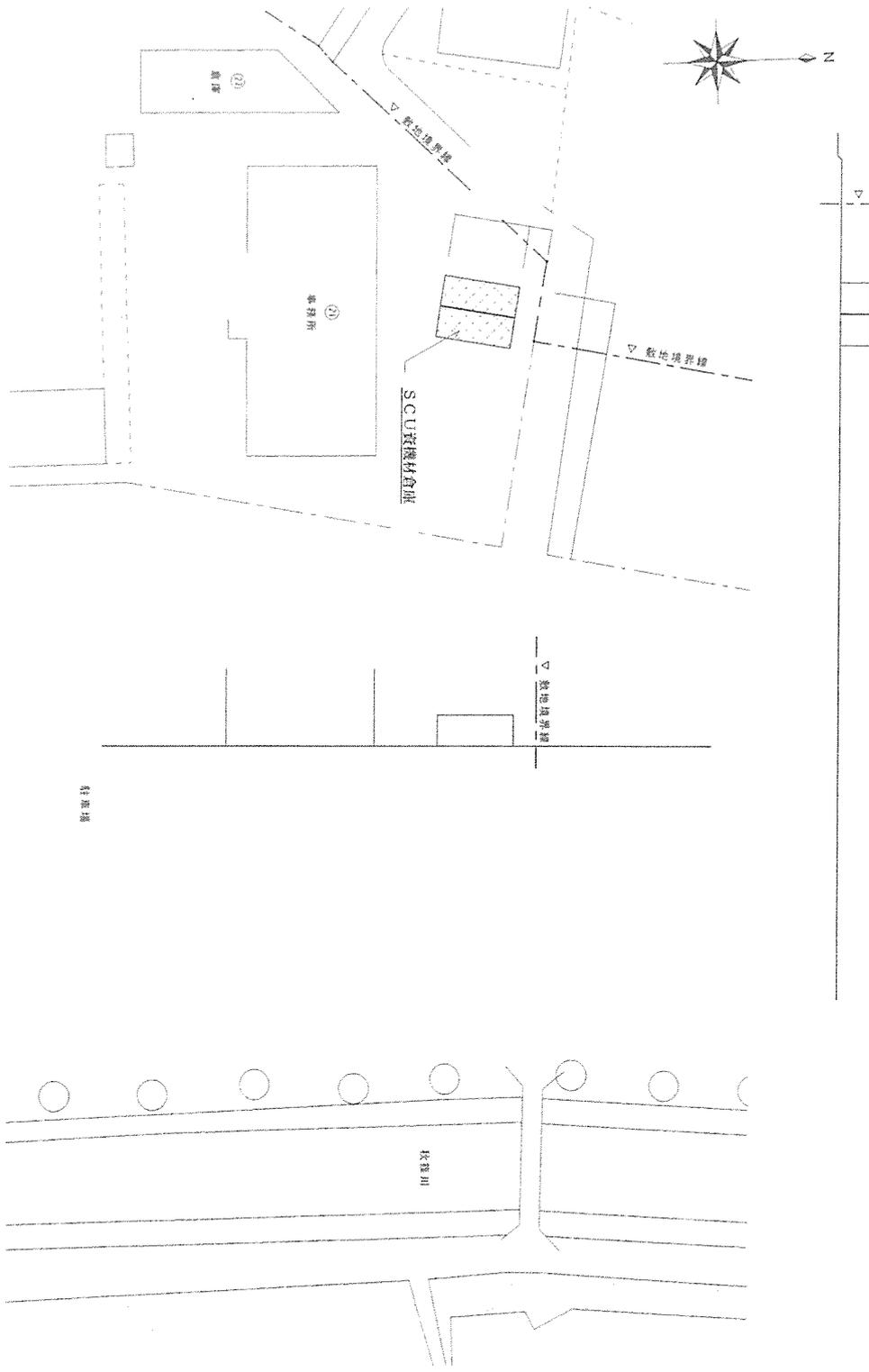


資料 6

SCU設置予定箇所(競輪場)



SCU設置予定箇所（競輪場その2）



SCU設置予定箇所  
(豊原運動公園)





## ■SCU用資機材(防災機器)

No	品目	数量		内容
		競輪場	榎原運動公園	
1	エアーテント	3	3	太陽工業 MQ442A
2	投光器	3	3	ハタヤ MLHA-410K
3	インバーター発電機(大)	2	2	YAMAHA EF5500iSDE
4	インバーター発電機(小)	4	4	YAMAHA EF2500i
5	ガソリン携行缶	2	2	容量20リットル
6	扇風機	3	3	日動工業 KO-L450E
7	遠赤外線ヒーター	8	8	コロナ DH-1113R
8	電源ドラム	8	8	日動工業 FW-E33
9	折りたたみ式リヤカー	2	2	東京都葛飾福祉工場 アルミ製6302
10	拡声器	2	2	TOA ER-1106S
11	ブルーシート	10	10	アイリスオーヤマ UVシート
12	折りたたみ式タンク	20	20	容量20リットル
13	LEDランタン	5	5	アイリスオーヤマ LEDランタン
14	毛布	20	20	カロンエコパック毛布
15	ベスト	20	20	差込ベスト
16	消火器	2	2	10号
17	工具セット	1	1	ドライバー/精密ドライバー/六角レンチ/カッター/ウォーターポンプブライヤー/ラジオペンチ/万能鉋/ハンマー/モンキーレンチ/コンベックス

## ■ SCU用資機材(医療機器)

No	品目	数量		内容
		競輪場	橿原運動公園	
1	折りたたみベッド	12	12	ロゴス プレミアムイメージアッセンムコット73171005
2	担架	6	6	ノルメカエイシア ノルホスストレッチャー (ロングポールキャスター付)
3	ターポリン担架	12	12	ノルメカエイシア TA-18048
4	患者搬送袋	10	10	ノルメカエイシア Y-3001
5	患者搬送車(レスキューカー)	4	4	東京都葛飾福祉工場 レスキューカー
6	バックボード	12	12	ファーノ ハイテクバックボード モデル2010
7	酸素ボンベ (ボンベカート)	50 (12)	50 (12)	医療用酸素500リットル/本
8	流量計付減圧弁 (加湿瓶付)	12	12	新鋭工業 FLW-B15-SB
9	酸素マスク	酸素マスク 成人(30) 小児(10) 乳児(10)	酸素マスク 成人(30) 小児(10) 乳児(10)	新鋭工業 成人用 NK-3671 小児用 NK-3670 乳児用 NK-3687
10	点滴架台	12	12	村中医療器 プラムレンジャーガートル台
11	処置用カート	2	2	サカセ化学工業 CUA3-A026EA
12	N95マスク	300	300	ノルメカエイシア Y-1120
13	サージカルマスク	500	500	ノルメカエイシア Y-1132
14	ディスポ手袋	180	180	東レ センシタッチ・プロ
15	消毒液	10	10	カネパスソフト500ml
16	医療従事者ベスト	各10	各10	赤・緑・黄(医師・看護師・事務)

## ■SCU用資機材(情報通信機器)

No	品目	数量		内容
		競輪場	榎原運動公園	
1	ホワイトボード	8	8	コマイ 4203-3929 / マーカー(赤・黒・青 各10本) / マグネット(80個) / マグネットバー(40本) / イレイサー(10個)
2	パイプ椅子 (専用台車)	20 (1)	20 (1)	アイリスチトセ CAL-X01M
3	折りたたみ机 (専用台車)	10 (1)	10 (1)	アイリスチトセ OT-1860
4	大型モニター	1	1	パナソニック TH-L50C65
5	テレビアンテナ	1	1	DXアンテナ UAD1900
6	録画用ビデオ	1	1	Sony handycam HDR-GW66V
7	デジタルカメラ	1	1	オリンパス STYLUS TG-830 Tough
8	ICレコーダー	2	2	Sony ICD-UX543F
9	ノートパソコン	3	3	東芝 dynabook KIRA V634/27KS PV63427KNXS
10	パソコン用モニター	1	1	Acer S271HLDbid
11	プロジェクター (スクリーン)	1 (1)	1 (1)	NEC ViewLight NP-V311WJD (スクリーン100インチ)
12	FAX対応プリンター	1	1	ブラザー ジャスティオ MFC-J6510DW
13	携帯プリンター	2	2	Canon Pixus iP100
14	トランシーバー	10	10	アルインコ DJ-DPS50B
15	衛星携帯	1	1	Cobham(Thrane&Thrane) Explorer 700
16	OAタップ	6	6	エレコム T-Y055A
17	USBメモリー	5	5	容量8G
18	LANケーブル	10	10	長さ10m

## ■ SCU用資機材(病院保管分)

No	品目	数量		内容
		競輪場	樫原運動公園	
1	生体情報モニター	3	3	日本光電 BSM1763
2	輸液ポンプ	3	3	テルモ TE-161S
3	人工呼吸器	1	1	フィリップスレピトロニクス LTV-1200
4	携帯用吸引器	4	4	ノルメカエイシア OB-Mini
5	自動体外式除細動器(AED)	1	1	日本光電 AED-2100

## 資料 7

### 奈良DMAT設置運営要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機事故、列車事故等の大規模な人為災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）（以下「奈良DMAT」という。）を派遣する際の編成、運営等に関し必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

#### (活動範囲)

第2条 奈良DMATの活動は、次に掲げる範囲において行うものとする。

- (1) 県内外の災害等の被災地内
- (2) 県内外での災害等の被災地から搬送、広域搬送等を実施する場合にあっては、被災地外

#### (活動内容)

第3条 奈良DMATは、原則として、被災地内で次に掲げる活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う活動（現場活動という。）
  - (2) 災害拠点病院等の指揮下に入り患者の治療等を行う活動（病院支援という。）
  - (3) 被災地内において搬送中の患者に対する診療を行う活動（域内搬送という。）
- 2 前項各号に掲げるもののほか、奈良DMATは、被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に航空機等を用いて被災地外に搬送中の患者について、症状監視及び必要な処置を行うものとする。（広域医療搬送という。）
- 3 奈良DMATは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

#### (指定病院)

第4条 知事は、奈良DMATの設置並びに編成及び運営につき、協力を申し出た県内の災害拠点病院等を奈良DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

- 2 知事は、県と指定病院との間で奈良DMATの派遣に関する協定を締結するものとする。
- 3 知事は、第1項による指定をしたときは、指定病院に対し、指定証（様式第1号）を交付するものとする。

#### (編成)

第5条 奈良DMATは、指定病院の職員をもって編成するものとする。

- 2 奈良DMATは、4名で編成するチームを基準とし、チーム員は医師1名、看護師2名及び業務調整員1名で構成するものとする。
- 3 県内局所集団災害（交通災害、爆発、崩壊等の限られた範囲で発生した災害をいう。）等の発生時におけるチーム構成は、前項の規定にかかわらず、柔軟に対応するものとする。
- 4 奈良DMATは、原則として、厚生労働省が日本DMAT活動要領（平成18年4月7日付け医政指発第0407001号通知）で定める日本DMAT登録者として認証さ

れた者で構成するものとする。

- 5 1の指定病院内でDMATを編成できない場合は、必要に応じ、県内の他の指定病院のDMAT隊員とともに奈良DMATを編成するものとする。

#### (隊員の登録)

- 第6条 知事は、指定病院からの推薦に基づき、厚生労働省主催の日本DMAT隊員養成研修を修了し、日本DMAT登録者として認証された者を奈良DMAT隊員として奈良DMAT隊員登録者名簿(様式第2号)に登録するものとする。
- 2 知事は、隊員に対し、奈良DMAT隊員登録証(様式第3号)(以下「登録証」という。)を交付するものとする。
  - 3 指定病院の長は、毎年4月1日現在の隊員の状況を知事に報告するとともに、隊員の記載事項に変更等が生じたときは、奈良DMAT隊員登録者(更新・変更・抹消)届出書(様式第4号)により、知事に対し、届け出るものとする。
  - 4 知事は、前項の規定による届出を受理した場合において、更新又は変更該当する者がいるときは第1項に規定する登録者名簿を訂正し、抹消に該当する者がいるときは登録を抹消し登録者名簿にその旨を記載するものとする。
  - 5 知事は、前項の更新又は変更該当する者に対し、第2項に準じて登録証を交付するものとする。
  - 6 隊員は、退職等により資格を失ったときは、速やかに、登録証を知事に返却するものとする。
  - 7 登録証の有効期間は、発行した日の属する年度を含めた5年度間とする。

#### (リーダー及び統括)

- 第7条 奈良DMATの各チームにリーダーを置く。
- 2 リーダーは、チームの医療救護活動を統括する。
  - 3 複数のDMATが同一の災害等現場に派遣されたときは、原則として、当該現場に最初に到着した奈良DMATのリーダーを統括者とし、当該統括者は、当該災害現場で活動する他のDMATのリーダーを統括するとともに、現地救護指揮本部等との連携を図り、奈良DMATの医療活動全体を統括するものとする。
  - 4 前項の場合において、最初に当該現場に到着した奈良DMATのリーダーが日本DMAT活動要領に規定する統括DMAT登録者ではなく、2番目以降に到着した奈良DMATのリーダーに統括DMAT登録者がいるときは、到着順位の早い奈良DMATのリーダーである統括DMAT登録者が統括者になるものとする。

#### (出動基準)

- 第8条 奈良DMATの出動基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 県内において災害等により、5名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、県内における災害等の被災者の救出に時間を要する場合等であって、奈良DMATが出動し、及び対応することが効果的であると認められる場合
  - (3) 国又は他の都道府県から奈良DMATの出動要請があった場合

#### (出動)

- 第9条 知事は、前条の出動基準に照らし、奈良DMATを出動させ対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して奈良DMATの出動を要請するものとする。

- 2 指定病院の長は、前項の出動要請を踏まえ、奈良DMATの出動が可能と判断した場合は、速やかに、知事に連絡するとともに、知事の指示に従い奈良DMATを出動させるものとする。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に奈良DMATを派遣した場合は、速やかに、知事に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 前項の規定により知事が承認した奈良DMATの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 5 県内局所集団災害等の発生時において、消防機関等の要請を受けて指定病院が奈良DMATを出動させた場合は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 6 知事は、奈良DMATの出動要請を行う際には、関係機関と調整の上、奈良DMATの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝えるものとする。
- 7 現場での活動が終了した後、出動した奈良DMATは、指定病院の長を通じて、奈良DMAT活動報告書（引継書）（様式第5号）により活動記録を知事に報告するものとする。

（待機要請）

第10条 知事は、災害等が発生し、第8条の出動基準に該当することが見込まれる場合は、指定病院の長に対し、奈良DMATの待機を要請するものとする。

- 2 待機要請の手順は、出動要請の手順に準じて行うものとする。
- 3 指定病院は、次に掲げる場合にあっては、知事からの要請を待たずに、奈良DMAT出動のための待機を行うものとする。
  - (1) 奈良県内で震度5強以上の地震が発生した場合
  - (2) 東京都23区内で震度5強以上の地震が発生した場合
  - (3) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
  - (4) 大津波警報が発表された場合
  - (5) 東海地震注意情報が発表された場合
  - (6) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定病院の長が奈良DMATの出動を要すると判断する災害が発生した場合

（装備器材）

第11条 奈良DMATが出動するときは、県が基準を定めたユニフォームを着用し、及び医療資器材を携行するものとする。

（補償）

第12条 知事は、奈良DMATの医療救護活動に伴う事故に対応するため、隊員の傷害保険等に加入するものとする。

（協議）

第13条 この要綱に定めるもののほか、奈良DMATの編成、運営等に関し必要な事項は、知事と指定病院の長が協議の上、決定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にDMATを設置している病院は、第4条第1項の奈良D

MAT指定病院とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

## 資料 8

### 奈良DMAT運用計画

#### 第1 目的等

この計画は、奈良DMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。第4条第1項に基づき指定された奈良DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）が、当該都道府県内における災害等の発生時に効果的な活動を行うことができるよう具体的な運用について定めるものである。

#### 第2 出動要請の手続き

(1) 奈良DMATの派遣出動は、県からの出動要請を基本とするが、突発的な災害等の発生に対応するためには、指定病院が地域の消防機関等からの災害等の情報、若しくは要請に基づき奈良DMATを出動させる場合も想定する必要がある、県はこれを認めるものとする。ただし、この場合指定病院は奈良DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を受けなければならない。

(2) 消防機関は、運営要綱第8条(1)及び(2)の災害等が生じた場合、速やかに奈良県広域災害・救急医療情報システムに対しエリア災害登録を行うとともに、奈良県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県防災統括室（休日及び夜間は宿日直室。以下「県災害対策本部等」という。）に対し災害発生状況を報告しなければならない。

尚、運営要綱第9条第5項により、指定病院に出動を要請する場合は、医療政策部地域医療連携課に連絡するものとする。

(3) 県災害対策本部等は前項の基準を超える災害発生の情報を受けた場合、県地域医療連携課に対し災害発生状況を報告しなければならない。

(4) 県及び消防機関は奈良DMATの出動に際し、被災現場に関する情報を指定病院に伝えるように努める。

(5) 指定病院は、奈良県広域災害・救急医療情報システムにより災害の発生を覚知したときはDMATチームに災害発生を伝えるように努める。

(6) 消防機関は、県内において運営要綱第8条(1)及び(2)の基準による災害等が生じた場合、奈良DMATを速やかに災害現場に到着させるため、指定病院からの要請に応じて、消防車両によるDMAT隊員の搬送支援に可能な限り努める。

(7) 県災害対策本部等は県内外において災害等が発生し、県がDMATの派遣要請を行なった場合、必要に応じて消防防災ヘリコプターによる奈良DMAT隊員の搬送業務を行うように努める。

#### 第3 出動要請の基本的な考え方

県は、県内で災害等が発生し、運営要綱第8条の出動基準に該当する場合は、被災地外又は被災地内の比較的被害程度の軽い地域であり、かつ、現地に速やかに到着できる地域の指定病院に対して、奈良DMATの出動を要請する。ただし、状況により、同時に複数の奈良DMATの出動要請を行なう場合や順次出動要請を行なう場合もある。

#### 第4 連絡体制等

- (1) 県、各指定病院は奈良県広域災害・救急医療情報システム及び広域災害情報システム等を活用して奈良DMATの活動に必要な情報を積極的に収集し、情報の共有を図る。
- (2) 県は、必要に応じて、市町村、消防機関、日本赤十字社奈良県支部、県医師会等に対して情報を提供し奈良DMATの活動の支援を要請する場合がある。

#### 第5 DMAT派遣本部

奈良DMATを派遣した指定病院は、当該病院内に「DMAT派遣本部」を設置し、以下の業務を行う。

- ・ 出動した奈良DMATの活動の把握及び必要な支援
- ・ 出動した奈良DMATから現地情報を収集
- ・ 収集した現地情報を県、国へ伝達
- ・ 奈良県広域災害・救急医療情報システム及び広域災害情報システムへの情報入力

#### 第6 DMAT現地本部

- (1) 県は、運営要綱第8条(1)又は(2)の規定によりDMATが出動した場合、県災害対策本部、災害拠点病院等から適切な場所を選定し、現場活動に関わるDMATを統括する現地本部(以下「DMAT現地本部」という。)を設置する。
- (2) 奈良DMAT及び他の都道府県からの応援DMATは原則、DMAT現地本部に参集する。
- (3) DMAT現地本部に先着した奈良DMATは、県災害対策本部及び厚生労働省等と連携しDMAT現地本部の立ち上げを行い、当面の活動責任者(統括者)となる。
- (4) (3)において、統括者が統括DMAT登録者でなかった場合には、統括DMAT登録者が到着後に統括者の権限を委譲することとする。
- (5) 統括者が決定した場合には、速やかにDMAT現地本部の指揮権等を統括者に移譲し、その後は統括者の指示に基づき医療活動にあたる。活動期間によっては統括者を適切に交代する。
- (6) DMAT現地本部が設置されない場合には、奈良DMATは、災害現場に最先着する機関(通常は消防機関)が設置する現地指揮本部の指揮下で活動することを基本とする。

#### 第7 広域的な災害時の対応

- (1) 県は、他の都道府県DMATの出動を要請した場合、被災状況を踏まえて適切な災害拠点病院等(以下「拠点病院」という。)に対して「DMAT現地拠点病院本部」の設置を依頼する場合がある。
- (2) DMAT現地拠点病院本部は、以下の業務を行う。
  - ・ 出動したDMATならびに関係機関とともに被災情報の収集・伝達
  - ・ 各DMATの業務に係る調整(現地活動、域内搬送、病院支援等)
  - ・ 必要な資器材の調達に係る調整

- ・都道府県、市町村における医療対策本部等における関係機関との連絡調整
- (3) 運営要綱第8条(3)の規定に基づき、奈良DMATが他の都道府県へ出動した場合は、当該都道府県の災害対策本部等の指揮下で活動するものとする。

#### 第8 奈良DMATの活動

- (1) 現場活動を担当する奈良DMATは、被災地内で活動中の消防機関と連携し、トリアージ、緊急治療、搬送、閉鎖空間の医療(confined space medicine)等を行う。
- (2) 病院支援を担当する奈良DMATは被災地内での災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。
- (3) 域内搬送を担当する奈良DMATは、DMAT現地本部に参集し、その本部の指示のもと、搬送時のトリアージを行うとともに、搬送中の医療活動を行う。

#### 第9 広域医療搬送等

- (1) 県、厚生労働省及び関係省庁は、大規模震災時等、重傷を含む多数の負傷者が発生するほか医療施設の被災による機能低下や医療従事者の負傷などにより、十分な医療を確保できないことが予想される場合にあっては、広域医療搬送拠点を設置し、被災地外への搬送を行う。
- (2) 県、厚生労働省及び関係省庁は、広域医療搬送拠点に臨時医療施設(SCU・ステージングケアユニット)を設置するとともに広域医療搬送を担当するDMATを統括するSCU本部を設置し、統括者を置く。
- (3) 広域搬送の要請を受けた奈良DMATは、SCU本部に参集し、その調整下で活動を行う。
- (4) SCU本部に参集した奈良DMATはSCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
- (5) SCU本部は以下の業務を行う。
- ・広域搬送に係る情報収集
  - ・各DMATの活動調整
  - ・輸送手段の確保及び機材などの調達に係る調整
  - ・厚生労働省、県等関係機関との連絡調整
  - ・各SCU本部との連絡調整
- (6) また、航空機内の医療活動を担当する奈良DMATは、SCU本部の調整下に入り、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

#### 第10 後方支援(ロジスティック)

奈良DMATは、移動手段、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段については、自らが確保しながら継続した活動を行うことを基本とするが、県、消防機関及び医療機関等は奈良DMATの活動が効果的なものとなるよう可能な限り支援、調整を行う。

#### 第11 県の役割

県医療政策部地域医療連携課は、奈良DMATの運用について以下の業務を行う。

- ・奈良DMATの出動要請
- ・関係機関との連絡調整
- ・指定病院等に対する奈良DMATが必要な被災現場に関する情報の提供
- ・輸送手段の確保に関する調整及び情報提供

#### 附 則

この計画は、平成21年12月1日から運用する。

#### 附 則

この計画は、平成25年3月11日から運用する。

資料9

マニュアル様式1

## 奈良DMAT出動要請書

年 月 日

殿

奈良県知事

災害等の発生に伴い、貴院からの奈良DMATの出動が必要と認められるので、奈良DMAT設置運営要綱に基づき、奈良DMATの出動を要請します。

記

1 出動要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 出 動 人 員	医師 名 看護師 名 業務調整員 名 計 名
3 出 動 先	
4 備 考 (被災地及び傷病者の状況等)	

## 奈良DMAT出動報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

病院長

奈良DMATの出動について、下記のとおり決定しましたので報告します。

### 記

1 出動日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
2 出動人員	職種等	氏名	連絡先
	医師		
	看護師 業務調整員		
3 出動先			
4 移動方法			
5 備考			

※県担当課は、本様式の送付を受けた後、要請元消防機関へ写しを送付するものとする。

**奈良DMAT出動要請(依頼)書**

受信日時	平成 年 月 日( )	時	分現在
要請(依頼)機関名	TEL 発信者		FAX
発生場所及び発生時間	奈良県 (発生時間)平成 年 月 日	市・町・村 午前・午後	地内 時 分
現場指揮者			
現場の状況			
要請を必要とする理由			
傷病者の状況	人数:(男性 人、女性 人) ※不明な場合は推定 傷病程度: その他:		
備考			

**(要請に係る手順)**

**【平日昼間】**

- ① 電話で地域医療連携課に出動要請を依頼するとともに、本様式をFAX送信する。  
(地域医療連携課より、DMAT指定病院へ出動を要請し、結果を消防機関に連絡)

[電話番号] 0742-27-8935(直通) 0742-22-1101(代表)  
 [FAX番号] 0742-22-2725

**【休日・夜間】**

- ① 電話で下記担当者に出動要請を依頼するとともに、本様式をFAX送信する。  
(担当者より、DMAT指定病院へ出動を要請し、結果を消防機関に連絡)

[電話番号] (1) XXXXXXXXXX  
 (2) XXXXXXXXXX  
 (3) XXXXXXXXXX  
 [FAX番号] 0742-22-2725

- ② ①に繋がらない場合は県立医科大学附属病院へDMATの出動を要請する。

[電話番号] (1) XXXXXXXXXX  
 (2) XXXXXXXXXX

※①については(1)番から連絡し、繋がらない場合は(2)番以降に連絡して下さい。

県立医科大学附属病院へ連絡後も、DMAT担当者への連絡は継続して下さい。